

水道料金に係る遅延損害金等徴収事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令、川崎市水道条例(昭和33年川崎市条例第18号)、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)、川崎市上下水道局債権管理規程(平成26年川崎市上下水道局規程第21号。以下「規程」という。)その他別に定めるもののほか、水道料金に係る遅延損害金(以下単に「遅延損害金」という。)及び下水道使用料に係る延滞金の徴収に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(遅延損害金の徴収)

- 第2条 遅延損害金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第17条の規定により督促をした水道料金について徴収するものとする。
- 2 遅延損害金は、水道料金の額が2,000円以上である場合に徴収し、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、水道料金の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に民法(明治29年法律第89号)第404条第1項で規定する法定利率の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、水道料金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった水道料金の額を控除した額とする。
- 3 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(遅延損害金の免除)

第3条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、前条第1項から

第3項までの規定により徴収しない遅延損害金を免除するほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延損害金を免除する。

(1) 水道料金が督促状に指定する期限までに納入された場合

(2) その他管理者が特に認める場合

(延滞金の免除)

第4条 規程第20条第2項第3号に規定する管理者が別に定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 下水道使用料が督促状に指定する期限までに納入された場合

(2) その他管理者が特に認める場合

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、サービス推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第2条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に利息が生じた場合におけるその遅延損害金に係る法定利率について適用し、同日前に利息が生じた場合におけるその遅延損害金に係る法定利率については、民法第404条の規定にかかわらず、なお従前の例による。